

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月10日
【計算期間】	第2期中 自 2024年6月11日 至 2024年12月10日
【ファンド名】	S B I ・ V ・ 米国小型株式インデックス・ファンド
【発行者名】	S B I アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	山下 明美
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0170
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

（1）【投資状況】

（2024年12月30日）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	878,022,519	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△46,821	△0.00
合計(純資産総額)		877,975,698	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年12月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末（2024年 6月10日）	739,666,165	739,666,165	1.2689	1.2689
2023年12月末日	578,030,507	—	1.1357	—
2024年 1月末日	600,852,885	—	1.1598	—
2月末日	617,457,283	—	1.2172	—
3月末日	701,783,411	—	1.2838	—
4月末日	694,883,442	—	1.2685	—
5月末日	741,345,810	—	1.2792	—
6月末日	714,198,109	—	1.3034	—
7月末日	945,602,330	—	1.3147	—
8月末日	730,183,104	—	1.2498	—
9月末日	754,294,729	—	1.2621	—
10月末日	813,514,820	—	1.3681	—
11月末日	901,924,091	—	1.4567	—
12月末日	877,975,698	—	1.4303	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2023年 6月 8日～2024年 6月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2023年 6月 8日～2024年 6月10日	26.9

第2中間計算期間末	2024年 6月11日～2024年12月10日	14.1
-----------	-------------------------	------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2023年 6月 8日～2024年 6月10日	1,048,993,106	466,086,195	582,906,911
第2中間計算期間末	2024年 6月11日～2024年12月10日	490,080,330	456,448,649	616,538,592

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

SBI・V・米国小型株式インデックス・マザーファンド

投資状況

（2024年12月30日）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	863,432,695	98.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,559,633	1.65
合計（純資産総額）		877,992,328	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

（2024年12月30日）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	22,542	35,530.90	800,937,591	38,303.28	863,432,695	98.34

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.34
合計	98.34

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3【ファンドの経理状況】

SBI・V・米国小型株式インデックス・ファンド

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2024年6月11日から2024年12月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【SBI・V・米国小型株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2024年6月10日現在	第2期中間計算期間 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,758	18,746
親投資信託受益証券	740,166,606	893,073,751
未収入金	3,790,000	3,120,000
流動資産合計	743,976,364	896,212,497
資産合計	743,976,364	896,212,497
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,780,589	3,106,900
未払受託者報酬	49,254	60,739
未払委託者報酬	154,748	190,852
その他未払費用	325,608	495,378
流動負債合計	4,310,199	3,853,869
負債合計	4,310,199	3,853,869
純資産の部		
元本等		
元本	582,906,911	616,538,592
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	156,759,254	275,820,036
（分配準備積立金）	73,562,250	35,495,010
元本等合計	739,666,165	892,358,628
純資産合計	739,666,165	892,358,628
負債純資産合計	743,976,364	896,212,497

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2023年 6 月8日 至 2023年12月7日	第2期中間計算期間 自 2024年 6 月11日 至 2024年12月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	15,393,753	80,507,145
営業収益合計	15,393,753	80,507,145
営業費用		
受託者報酬	18,446	60,739
委託者報酬	57,911	190,852
その他費用	25,284	495,378
営業費用合計	101,641	746,969
営業利益又は営業損失（△）	15,292,112	79,760,176
経常利益又は経常損失（△）	15,292,112	79,760,176
中間純利益又は中間純損失（△）	15,292,112	79,760,176
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,270,384	△5,989,538
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	156,759,254
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,376,443	165,497,191
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,376,443	165,497,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,779,182	132,186,123
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,779,182	132,186,123
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	30,618,989	275,820,036

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月11日から翌年6月10日までとしております。当中間計算期間は2024年6月11日から2024年12月10日までとしております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2024年6月10日現在	第2期中間計算期間 2024年12月10日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	582,906,911口	616,538,592口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2689円 (12,689円)	1.4474円 (14,474円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間（自2023年 6 月8日 至2023年12月7日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自2024年 6 月11日 至2024年12月10日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2024年6月10日現在	第2期中間計算期間 2024年12月10日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1期 自 2023年 6月 8 日 至 2024年 6月10日	第2期中間計算期間 自 2024年 6 月11日 至 2024年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	56,850,037円	582,906,911円
期中追加設定元本額	992,143,069円	490,080,330円
期中一部解約元本額	466,086,195円	456,448,649円

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（SBI・V・米国小型株式インデックス・ファンド）は、「SBI・V・米国小型株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2024年12月10日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・V・米国小型株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	189,900
コール・ローン	18,408,042
投資信託受益証券	877,605,299
未収利息	55
流動資産合計	896,203,296
資産合計	896,203,296
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,120,000
流動負債合計	3,120,000
負債合計	3,120,000
純資産の部	
元本等	
元本	615,785,528
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	277,297,768
元本等合計	893,083,296
純資産合計	893,083,296
負債純資産合計	896,203,296

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年12月10日現在
1. 計算日における受益権の総数	615,785,528口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4503円 (14,503円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年 6 月11日 至 2024年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	582,624,848円
期中追加設定元本額	489,389,202円
期中一部解約元本額	456,228,522円
期末元本額	615,785,528円
元本の内訳※	
SBI・V・米国小型株式インデックス・ファンド	615,785,528円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】（2024年12月末日現在）

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2024年12月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2024年12月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	282	4,499,460
単位型株式投資信託	570	1,537,783
単位型公社債投資信託	72	167,828
合計	924	6,205,071

(3)【その他】

(1) 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

SBIアセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	801,610	1,318,220
関係会社短期貸付金	※2 2,900,000	※2 4,500,000
前払費用	47,781	75,720
未収委託者報酬	930,483	1,476,224
未収運用受託報酬	27,192	※2 20,429
その他	※2 35,928	43,335
流動資産合計	4,742,996	7,433,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 26,185	※1 26,047
器具備品	※1 2,592	※1 3,930
有形固定資産合計	28,778	29,977
無形固定資産		
商標権	1,261	1,860
ソフトウェア	61,598	194,084
その他	67	67
無形固定資産合計	62,926	196,011
投資その他の資産		
投資有価証券	688,191	746,394
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	115,138	47,988
その他	30,247	41,782
投資その他の資産合計	855,609	858,197
固定資産合計	947,314	1,084,186
繰延資産		
株式交付費	2,654	1,632
繰延資産合計	2,654	1,632
資産合計	5,692,964	8,519,748

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	118,440	56,020
未払金	647,383	1,348,795
未払手数料	446,336	788,350
その他未払金	201,047	560,444
未払法人税等	159,134	162,014
未払消費税等	22,860	—
流動負債合計	947,819	1,566,829
負債合計	947,819	1,566,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,352,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,352,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	853,521	2,586,857
利益剰余金合計	953,571	2,686,907
自己株式	△63	△63
株主資本合計	4,705,845	6,934,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,299	18,737
評価・換算差額等合計	39,299	18,737
純資産合計	4,745,145	6,952,919
負債純資産合計	5,692,964	8,519,748

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,810,647	6,530,321
運用受託報酬	77,528	112,247
投資助言報酬	20	40
その他営業収益	—	17,987
営業収益計	※1 3,888,196	※1 6,660,596
営業費用		
支払手数料	1,786,085	3,002,489
広告宣伝費	4,516	1,071
調査費	129,242	279,089
委託計算費	403,078	657,400
営業雑経費	33,949	72,111
通信費	715	1,965
印刷費	25,129	57,926
協会費	8,050	12,004
諸会費	54	215
営業費用計	2,356,872	4,012,163
一般管理費		
給料	268,902	530,816
役員報酬	41,915	73,064
給料・手当	215,025	418,939
賞与	11,961	38,813
福利厚生費	33,604	85,313
交際費	15	—
寄付金	2,352	1,637
旅費交通費	1,182	2,623
租税公課	28,732	40,582
不動産賃借料	20,989	40,413
退職給付費用	5,529	31,515
固定資産減価償却費	10,208	42,089
業務委託費	54,710	56,992
消耗品費	2,298	3,711
諸経費	18,323	※2 637,135
一般管理費計	446,850	1,472,831
営業利益	1,084,473	1,175,602
営業外収益		
受取利息	※2 21,136	※2 53,147
受取配当金	80,435	1,250
投資有価証券売却益	—	131,942
雑収入	847	1,375
営業外収益計	102,419	187,715
営業外費用		
為替差損	121	1,040
株式交付費償却	1,516	1,764
営業外費用計	1,638	2,805
経常利益	1,185,254	1,360,512
特別損失		
投資有価証券売却損	297,096	—
投資有価証券評価損	2,562	—

特別損失合計	299,658	—
税引前当期純利益	885,596	1,360,512
法人税、住民税及び事業税	276,030	326,163
法人税等調整額	△3,861	94,943
法人税等合計	272,169	421,107
当期純利益	613,427	939,405

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	—	2,090,344
当期変動額								
合併による増加		2,002,137	2,002,137			—		2,002,137
当期純利益					613,427	613,427		613,427
自己株式の取得							△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	2,002,137	2,002,137	—	613,427	613,427	△63	2,615,501
当期末残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△135,145	△135,145	1,955,198
当期変動額			
合併による増加			2,002,137
当期純利益			613,427
自己株式の取得			△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	174,445	174,445	174,445
当期変動額合計	174,445	174,445	2,789,946
当期末残高	39,299	39,299	4,745,145

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 9,215千円 器具備品 5,643千円 合計 14,859千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 12,573千円 器具備品 6,916千円 合計 19,490千円
※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 2,900,000千円 その他流動資産 23,099千円 合計 2,923,099千円	※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,500,000千円 未収運用受託報酬 954千円 合計 4,500,954千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益
営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものではありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	経営管理報酬 607,052千円
関係会社からの受取利息 21,130千円	関係会社からの受取利息 48,341千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	57,400	1,042,011	—	1,099,411

(注1)当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2)2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	—	18	—	18

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加18株は、単元未満株式の買取りによる増加18株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	688,191	688,191	—
資産計	688,191	688,191	—
デリバティブ取引(注1)	△203	△203	—

(注1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	801,610	—	—	—
関係会社短期貸付金	2,900,000	—	—	—
未収委託者報酬	930,483	—	—	—
未収運用受託報酬	27,192	—	—	—
投資有価証券	2,246	—	—	—
合計	4,661,531	—	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

（注1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	688,191	—	688,191
デリバティブ取引				
指数先物関連	—	△203	—	△203
資産計	—	687,988	—	687,988

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	684,519	627,800	56,719
	小計	684,519	627,800	56,719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	3,672	3,747	△75
	小計	3,672	3,747	△75
合計		688,191	631,547	56,644

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	311,403	—	297,096
合計	311,403	—	297,096

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について2,562千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2023年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,735	—	△203	△203
合計		7,735	—	△203	△203

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。なお、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の支払額は23,640千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）5,529千円、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 438千円 投資有価証券評価損 100,697 未払事業税 7,131 その他未払税金 5,470 未払金 18,485 その他 258 繰延税金資産小計 132,482 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 132,482 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 17,344 繰延税金負債合計 17,344 繰延税金資産の純額 115,138	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 714千円 投資有価証券評価損 12,489 未払事業税 6,662 その他未払税金 6,300 未払金 29,896 その他 195 繰延税金資産小計 56,258 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 56,258 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 8,269 繰延税金負債合計 8,269 繰延税金資産の純額 47,988
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

2023年3月30日開催の当社臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約締結の決議が承認可決され、効力発生日である2023年4月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：新生インベストメント・マネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

（2）企業結合日

2023年4月1日

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併。

（4）結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

（5）取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (注1)	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 93.3%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	2,300,000	関係会社 短期貸付金	2,300,000
							貸付利息	16,111	未収利息	17,188

(注1) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（旧商号モーニングスター株式会社）は、2023年3月30日付で商号を変更しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルズアドバイザー株式会社 (注1)	東京都港区	30	投資助言業、金融情報サービス事業	—	運用への助言 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	600,000	関係会社 短期貸付金	600,000
							貸付利息	5,019	未収利息	5,019
	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託（注3）	販売委託支払手数料	770,398	未払金	186,563

(注1) ウェルズアドバイザー株式会社（旧商号モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社）は、2023年3月30日付で商号を変更しております。また、同日付で同一の親会社をもつイー・アドバイザー株式会社と吸収合併しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注3) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

（旧商号モーニングスター株式会社。東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

（旧商号SBIグローバルアセットマネジメント株式会社。非上場）

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス 事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1、2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルシアアドバイザー株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス 事業、投資助言業	—	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	4,316円15銭	4,936円99銭
1株当たり当期純利益	664円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
当期純利益(千円)	613,427	939,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	613,427	939,405
期中平均株式数(株)	923,786	1,408,330

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、前事業年度の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,045,046
関係会社短期貸付金	4,500,000
前払費用	77,146
未収委託者報酬	1,704,904
未収運用受託報酬	18,828
その他	43,746
流動資産合計	8,389,671
固定資産	
有形固定資産	
建物	※124,393
器具備品	※15,606
有形固定資産合計	30,000
無形固定資産	
商標権	1,785
ソフトウェア	171,022
その他	67
無形固定資産合計	172,875
投資その他の資産	
投資有価証券	598,351
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	69,065
その他	41,710
投資その他の資産合計	731,158
固定資産合計	934,034
繰延資産	
株式交付費	750
繰延資産合計	750
資産合計	9,324,456

(単位：千円)

当中間会計期間

(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	10,292
未払金	1,494,822
未払手数料	913,940
その他未払金	580,881
未払法人税等	271,500
未払消費税等	※2 70,226
流動負債合計	1,846,841
負債合計	1,846,841
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,162,847
利益剰余金合計	3,262,897
自己株式	△63
株主資本合計	7,510,172
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△32,557
評価・換算差額等合計	△32,557
純資産合計	7,477,614
負債純資産合計	9,324,456

(2)中間損益計算書

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		3,780,707
運用受託報酬		45,692
投資助言報酬		20
その他営業収益		31,369
営業収益計		3,857,789
営業費用		
支払手数料		1,780,463
広告宣伝費		262
委託調査費		149,773
委託計算費		392,913
営業雑経費		29,040
通信費		292
印刷費		21,612
協会費		7,052
諸会費		82
営業費用計		2,352,452
一般管理費		
給料		279,229
役員報酬		43,282
給料・手当		203,468
賞与		32,479
福利厚生費		45,007
旅費交通費		1,178
交際費		29
租税公課		37,664
不動産賃借料		18,467
退職給付費用		11,454
固定資産減価償却費		※25,827
消耗品費		1,734
事務委託費		28,127
諸経費		312,458
一般管理費計		761,180
営業利益		744,156
営業外収益		
受取利息		38,131
投資有価証券売却益		49,100
為替差益		1,018
雑収入		1,001
営業外収益計		89,251
営業外費用		
株式交付費償却		882

営業外費用計	882
経常利益	832,525

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
特別損失	
投資有価証券評価損	522
特別損失計	522
税引前中間純利益	832,003
法人税、住民税及び事業税	254,451
法人税等調整額	1,561
法人税等合計	256,012
中間純利益	575,990

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当中間期変動額								
中間純利益					575,990	575,990		575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	575,990	575,990	—	575,990
当中間期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,162,847	3,262,897	△63	7,510,172

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当中間期変動額			
中間純利益			575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△51,295	△51,295	△51,295
当中間期変動額合計	△51,295	△51,295	524,695
当中間期末残高	△32,557	△32,557	7,477,614

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8－18年、器具備品が3－15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。

4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
建物	14,226千円
器具備品	7,439千円

- ※ 2 消費税及び地方消費税の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	2,176千円
無形固定資産	23,651千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,408,348	—	—	1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（(注)1. 参照）。また、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	598,351	598,351	—
資産計	598,351	598,351	—

(注) 1. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注) 2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	598,351	—	598,351
資産計	—	598,351	—	598,351

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,526	1,600	926
	小計	2,526	1,600	926
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	595,824	643,677	△47,853
	小計	595,824	643,677	△47,853
合計		598,351	645,277	△46,926

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当中間会計期間において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、中間損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	5,309円56銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	7,477,614
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（千円）	7,477,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数（株）	1,408,330

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	408円99銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	575,990
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	575,990
普通株式の期中平均株式数（株）	1,408,330

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 嶋 照 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月26日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田 嶋 照 夫

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月21日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI・V・米国小型株式インデックス・ファンドの2024年6月11日から2024年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI・V・米国小型株式インデックス・ファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月11日から2024年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

